

判断能力が不十分で意思決定が困難な高齢者・障がい者等に対して、成年後見制度を活用し権利を擁護する取り組みと、令和元年から上伊那成年後見センターと各市町村が協同して中核機関を設置、令和3年度から地域連携ネットワーク構築、専門職等で構成される箕輪町権利擁護ネットワーク連携協議会を設置し専門的見地からの助言をいただきながら成年後見制度利用促進や権利擁護支援の検討を行ってきました。

【成年後見制度の利用者数】

(人)

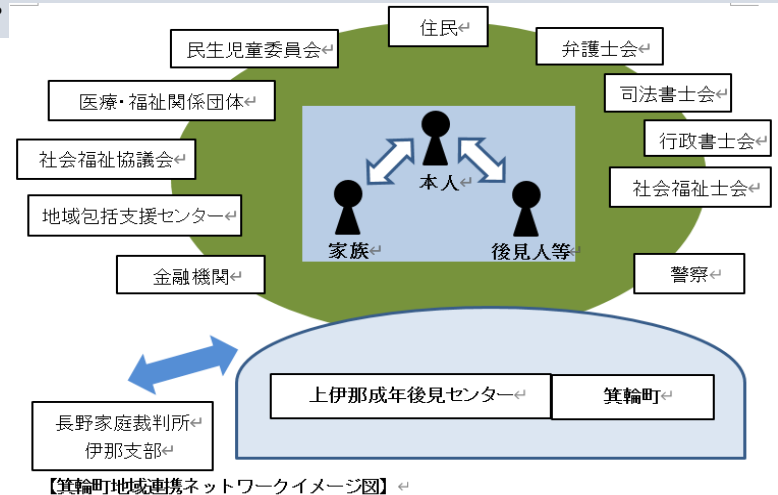
	成年後見	保佐	補助	任意後見	合計
令和5年	26	3	1	0	30
令和6年	29	8	3	0	40
令和7年	29	11	3	0	43

(長野家庭裁判所資料提供)

【成年後見制度利用支援状況】

【成年後見制度利用支援事業】

	町長申立	書類作成支援	申立費用助成	後見等報酬助成	相談のみ
令和5年	4	7	0	2	8
令和6年	5	4	1	5	11
令和7年	4	2	3	5	18



→権利擁護利用促進計画・成年後見制度利用促進計画（令和9～14年度）へ

今後、85歳以上の高齢者の急増にあわせて核家族化による単身高齢世帯が増え、家族や親族からの支援が受けられないケースの増加が見込まれます。成年後見制度は手続きが複雑なことに加えて請け負える専門職の数が限られており、成年後見制度以外の選択肢を含めた支援の充実が課題です。

また、元気なうちから死に備える社会的な仕組みとして終活支援の重要性も増しています。

そこで次期計画では、

成年後見制度を含む権利擁護支援を地域福祉と連動させ、孤立防止・権利擁護・生活支援を一体的・重層的に対応できるよう、高齢者福祉計画・障がい者等計画の権利擁護施策を組み込み、「権利擁護利用促進計画・成年後見制度利用促進計画」として作成します。

町と専門職で素案作成→本会での検討・承認という流れで策定を行います